

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

業務委託設計書

第 号

令和 7年度	一般・特別 会計	款 土木費	項 公園墓園費	目 公園墓園維持費	所属 安佐北区維持管理課	設計 R6.12	提出 R6.12	直営 請負	一般競争入札 随意契約
委託金額 金 円		委託名 安佐北区内公園樹その他保守管理業務(その1)			業務場所 安佐北区落合四丁目ほか		工期 日開 契約締結の日から令和7年12月19日まで		

施工理由

本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るため、下記のとおり保守管理を委託するものである。

設計概要

記

公園樹その他保守管理

除 草 1 式

せ ん 定 1 式

委託金額	業務名
金 円	安佐北区内公園樹その他保守管理業務(その1)

(甲) 内訳

工 種 ・ 名 称	種 別	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
公園樹その他保守管理			式	1			第 1 号明細表
処分費			式	1			第 2 号明細表
直接業務費計							
共通仮設費計							
共通仮設費(率分)			式	1			
純業務費							
現場管理費			式	1			
業務原価							
一般管理費			式	1			
一般管理費(契約保証費)			式	1			
業務価格							

第 1 号

公園樹その他保守管理

明 細 表

内 訳

工 種	種 別	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
抜根除草	手ぬき除草 生垣・かん木	2054×3回	m ²	6,162			公園共通代価第40101号参照
平地除草	機械除草 ハンドガイド式+肩掛式	積込運搬含む 27571×3回	m ²	82,713			公園共通代価第40203号参照
法面除草	機械除草 肩掛式草刈機	積込運搬含む 24328×2回	m ²	48,656			公園共通代価第40201号参照
樹木剪定	中木	円筒形 H=100cm以上200cm未満	本	109			公園共通代価第10107号参照
樹木剪定	フジ	夏季	m ²	238			公園共通代価第10208号参照
樹木剪定	フジ	冬季	m ²	238			公園共通代価第10209号参照
樹木剪定	生垣(小) H=150cm未満		m	524			公園共通代価第10211号参照
樹木剪定	生垣(大) H=150cm以上300cm未満	1回目	m	966			公園共通代価第10212号参照
樹木剪定	生垣(大) H=150cm以上300cm未満	2回目	m	69			公園共通代価第10212号×1/3
樹木剪定	かん木	1回目	m ²	8,255			公園共通代価第10101号参照
樹木剪定	かん木	2回目(アベリアのみ)	m ²	727			公園共通代価第10102号参照
計							

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、安佐北区内公園樹その他保守管理業務（その1）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙位置図のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処分
せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
ア 高木せん定枝葉
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
 - (2) 除草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
 - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
 - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
 - ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
 - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

安佐北区内公園樹その他保守管理業務（その1）

公園名	除 草		せ ん 定						備考	
	手ぬき (㎡)	草 刈 工		中 木 (本)	フ ジ (㎡)	生 垣 (m)		中 かん 木 (㎡)		
		平 地 (㎡)	法 面 (㎡)			大 H=1.5~3.0	小 H=~1.5	中かん木		アベリア
高陽ニュータウン第一公園	100	600	1,160			8		107	7	
高陽ニュータウン第二公園	100	720	440					100	10	
高陽ニュータウン第四公園		(360) 280	(113) 1,300		32			305	31	() (平地)は法下部分 ※内数ではない () (法面)は落合五丁目側法下部分※内数ではない
高陽ニュータウン第五公園								1,027	10	
高陽ニュータウン第六公園		110	420		26		76	168	24	生垣 巾 0.5 m
高陽ニュータウン第七公園		1,009	466				24	290	12	
高陽ニュータウン第八公園		300						200		
高陽ニュータウン第九公園	909	495	455			69		282	28	生垣は2回
中山公園		2,500	5,770		9			917	4	
恵下山公園		700	3,337					326	65	
西山公園	153	7,667	3,377			40	39	659	152	生垣 巾 0.5 m
倉掛公園	76	4,311	3,757	70		366		939		* 多目的広場の上部法面を含む * 駐車場は除く
光掛第一公園		1,460	(550) 717	16	8			253	10	()はフェンス外側の法面 ※内数ではない
光掛第二公園		1,500	70	7				72		* フェンスの外側(公園敷地内)を含む
亀崎第三公園		450					170	95	96	
真亀第四公園	460				42	55		129	89	
倉掛第二公園		100			34	128		160		* フェンスの外側(公園敷地内)を含む
倉掛第三公園		1,372			42		20	196	113	* フェンスの外側(公園敷地内)を含む
倉掛第四公園		653	640			140		729	17	
倉掛第五公園	146	1,162	910	16	45	50	100	146		
倉掛第六公園		782				110		428	59	
高陽ニュータウン外周緑地	110	1,040	596				95			※真亀四丁目、県営高陽住宅62号棟前の緑地 ※県営住宅62号棟及び54号棟外側の緑地法面
計	2,054	27,571	24,328	109	238	966	524	7,528	727	

位置図(1/1) 安佐北区内公園樹その他保守管理業務(その1)

